

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
1	5	第1	3	(6)	ウ					任意事業	「主たる事業、附帯提案事業」と「任意事業」の費用(上下水道費・光熱費・通信費)区分や貴市への報告の方法は、提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	後日回答する。	認識のとおりであり、様式集及び記載要領の「様式20 モニタリング」にて、経営についてのセルフモニタリングの提案として、内容・基準・頻度について提示されることを求めている。
2	5	第1	3	(6)	ウ					任意事業	任意事業にのみ従事する職員を配置する場合、当該従事者が東部浄化センター施設(管理棟他)を休憩・会議・トイレ利用等で無償利用することは可能でしょうか。	無償利用することを可とするが、主たる事業及び附帯提案事業に支障をきたさないことを前提とする。	
3	5	第1	3	(6)	ウ					任意事業	任意事業に視察者等があった場合、任意事業関係者と視察者が東部浄化センター施設(管理棟他)を休憩・会議・トイレ利用等で無償利用することは可能でしょうか。	無償利用することを可とするが、主たる事業及び附帯提案事業に支障をきたさないことを前提とする。	
4	5	第1	3	(6)	ウ					任意事業	建屋外周道路の内、任意事業の対象として利用可能な範囲をご教示願います。例えば、高度処理用地(計画)と焼却施設用地(計画)の道路区画は利用可能との理解で宜しいでしょうか。	募集要項39頁の別紙1-4に任意事業の対象地として①から④があるが、①と②の間の通路も任意事業の対象地とすることは可能である。ただし、主たる事業の運転管理に支障を及ぼさないこと。	
5	6	第1	3	(7)						対象施設	改築業務対象外とするのは躯体だけであり、表1-4で規定していない蓋や建具などは、実施対象施設と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
6	6	第1	3	(7)						表1-4	管路施設の機械設備、電気設備は何を指すのでしょうか	マンホールポンプ等の機械設備、電気設備を示すものである。	
7	6	第1	3	(7)						対象工種	表1-4の、「土木の防食、建築の仕上・防食」とは具体的にどのような部分の防食、仕上げを意図しているのでしょうか。外壁塗装とは異なると理解してよいでしょうか。	後日回答する。	土木防食は、腐食環境下の内部防食及び簡易覆蓋が想定される。建築仕上は、内装や外装(壁)、屋根仕上げが挙げられる。建築における防食の記載は誤記であり、防水へ修正する。具体的な作業としては屋根防水が想定される。
8	7	第2	1	(2)						中期経営計画書に関する事項	5年毎のロットを跨いで工事費の平準化を図ることはよろしいでしょうか。	左記、認識のとおり各期をまたがる改築計画の見直しは可能である。但し、5年毎の事業総額の範囲であることが前提となる。	左記、認識のとおり各期をまたがる改築計画の見直しは可能である。但し、5年毎の事業総額の範囲であることが前提となる。 正確には、2年、5年、5年、5年、3年となるため、様式集「様式31(7)改築費削減額(自動計算)」にて設定している各期上限額を超えないこと。
9	9	第2	6		オ					委託先	・例えば、設計コンサルが応募企業として単独で応募する場合、本項のその他の要件を満たす限り工事や維持管理の委託先に制約がない一方、設計、工事、維持管理を担当できる企業で構成するグループで応募する場合、当該「原則」に従わなければならない規定となっております。様々な応募企業および応募グループの構成を考慮し、当該規定は削除していただけますか。 ・削除しない場合、原則とされる理由を教えてください。 ・削除しない場合、原則から外れる要件(力において貴市承諾がえられる要件)を教えてください。	後日回答する。	・単独で応募する場合は応募企業に、グループで応募する場合は応募企業、構成員に、運営権者(SPC)が委託するものであり、応募者の体制による差別化はない。このため現行どおりとする。 ・あくまでも応募時に提案のあった実施体制をもとに優先交渉権者を選定していることから、原則としている。 ・「原則、応募企業、構成員に委託等を実施する」とした理由については、下水道事業本来の技術的事項については、応募を行った者に主たる業務及び附帯提案事業に対し、一定の関与及び責任を求めるためである。 ・なお、原則からの除外としては、以下の事由などの合理的に妥当と判断し得るものに限られる。 ①運営権者が直接契約することが求められる、廃棄物処理に関する委託。 ②SPCが、自己の運営をスムーズに行うため、専門性を必要とする、会計や法務、保険等のアドバイザー等に関する委託や備消耗品等の調達など本事業に特化することなく通常の事業実施に当たり共通して必要となり得るもの。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
10	9	第2	6		ク					委託等に関する確認事項	「委託等を行う場合には、改築に関しては、契約書の写し及び施工計画書を、維持管理に関しては当該月の月間維持管理計画書を市に提出すること」とありますが、モニタリング書類として運営権者は施工計画書や月間維持管理計画書を作成し市に提出することになっています。ここでいう、施工計画書や月間維持管理計画書とは、委託先が作成した書類との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ないが、当該書類の作成については、事実行為として、委託等を受けた者が作成するものである。このため、窓口及び最終的な責任については、運営権者が担うものである。このような観点から、事業期間を通じ、市が指定した場合又は業務遂行上の阻害要因とならない限り、委託等を受けた者に依らず同様のフォーマット形式による提出を前提とする。
11	9	第2	8	(1)	ア					モニタリング体制	「なお、財務等その妥当性……専門的知見及び客観性を必要とする項目については、……外部機関を活用……することも可能とする。」とあります。実施契約では、セルフモニタリングは委託禁止事項となっておりますが、セルフモニタリング業務の中で、財務以外でも、専門的知見及び客観性を必要とする項目については、委託可能と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
12	10	第2	9	(1)	エ					想定外の危機事象への対応	想定外を含むあらゆる危機事象に対応することが要求されているように読めます。「対応するよう最大限努力すること」といった文言への修正をご検討ください。	本記載については、運営権者及び委託等を受けたものが有する現場情報及び技術知見を活かすことにより、あらゆる危機事象に対応することを求めたものであるが、現場情報及び技術知見が及ばないものに対処を求めたものではない。記載の意図については、正に「最大限努力すること」を求めたものであり、当該記載表現については、この解釈に疑義が生じるような表現ではないと認識している。	
13	11	第2	10	(2)						地域経済に関する事項	「地元企業」とは、様式集及び記載要領41ページにお示しされた定義で統一されているとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
14	11	第2	10	(3)	ア					広報活動に関する要求	広報活動は、イベント開催やHPでの情報発信、機関紙の発行などが考えられますが、要求水準で求める内容はございますか。	要求水準書(案)11頁10(3)アに記載のとおりであり、具体については提案を求めるものである。	
15	11	第2	10	(3)	ア					広報活動に関する要求	広報活動とは具体的にどのような業務を想定されていますか。ご教示ください。	要求水準書(案)11頁10(3)アに記載のとおりであり、具体については提案を求めるものである。	
16	11	第2	10	(3)	ア					広報活動に関する要求	「地域住民などの公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上の広報活動を行うこと。」とありますが、広報活動の定義とは、イベント出展などだけでなく、紙面でのPRなども含まれるのでしょうか。	後日回答する。	要求水準書(案)11頁10(3)アに記載のとおりであり、具体については提案を求めるものである。なお、紙面でのPRも含まれる。
17	11	第2	10	(3)	ア					広報活動に関する要求	「地域住民などの公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上の広報活動を行うこと。」とありますが、既に貴市で実施した広報活動の中で評判が良かったものがあればご教示いただけないでしょうか。	後日回答する。	三浦市では、下水道の日に、ティッシュや絆創膏の配布と合わせて、下水道接続促進を周知しており、評判は良い。
18	11	第2	10	(3)	イ					見学者等の対応	見学者等の受け入れについてですが、新型コロナ対策については現状どのように行っておりますでしょうか。(例:検温、参加者はマスク必須等)	コロナ禍において、見学者等の受け入れはないが、業務関係者入館については、マスク着用、検温、手指消毒等の新型コロナ対策を必須としている。	
19	11	第2	10	(3)						見学者対応	市民等からの要望に応じた施設見学受け入れについて、これまでの受入れ実績をご教授ください。	平成28年度に地元小学校の処理場見学の実績がある。	
20	13	第3	1							ストックマネジメントに係る検討に関する要求	「手法及び頻度を含め検討を行うこと。」とされているが、何の手法及び頻度なのでしょう。点検・調査の手法・頻度、修繕の手法・頻度、改築の手法・頻度と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
21	13	第3	1							ストックマネジメントに係る検討に関する要求	「市の実情を踏まえ行うこと」とは具体的にどのようなことを意味しているのでしょうか。	当該検討については、市と協議時に個別事項に応じ市が示す実情を意図したものであることから、現時点で具体的な提示はできない。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
22	13	第3	1	(1)						ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	ストックマネジメント検討における健全度の判定方法、算出基準等を、別紙3の健全度調査要領及び判定基準に記載された内容から、維持管理データを有効利用し効率的に判定、算出できる手法に運営権者で見直しても良いでしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
23	13	第3	1	(1)						ストックマネジメントに係る検討に関する要求水準	「運営権者は……健全度及び緊急度の推移を市に報告すること。」となっているが、その方法等は運営権者に委ねられていると理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
24	13	第3	1	(1)						ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	管路施設の改築計画の見直しは、運営権者の提案する調査スケジュールに沿って見直しをするという理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
25	13	第3	1							ストックマネジメントに係る検討に関する要求	表3-1中の×の業務について、附帯提案事業として実施することに妨げはないでしょうか。	(個別対話の議題において回答)	
26	13	第3	1							ストックマネジメントに係る検討に関する要求	表3-1中の×の業務について、貴市にて実施済みの業務であり、本業務期間中においては見直し、変更は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。但し、必要に応じ、運営権者が市と協議のうえ見直しを図ることを妨げるものではない。	
27	13	第3	1							SM検討対象範囲	表3-1において、②～④を×本事業の要求対象外とされておりますが、運営権者が優先順位を踏まえ改築を実施していくためには、②～⑦を一体に検討すべき(②～④も○にすべき)と考えます。現在の規定は、運営権者が資産のリスクを評価することや管理方法の選定すらしないことになっております。 ・②～⑦を○事業の要求対象にしていただけませんか。(※) ・要求対象にしない場合、その合理的理由を教えてください。	表3-1については、本事業実施に当たり市が運営権者に実施義務を課すものを要求対象として明示したものであり、「×」として記載されたものに関し、必要に応じ実施することを妨げるものではない。	
28	13	第3	1							SM検討対象範囲	表3-1の②～④の見直しを含むSM計画の申請を県や地整から指導された場合、運営権者の意見を確認のうえ、貴市が資料を作成するというのでしょうか。	運営権者が基本となる資料を作成した上で、市が取りまとめ申請する。	
29	13	第3	1							表3-1	ストックマネジメントの検討事項に①施設情報の収集整理から④長期的な改築シナリオ設定作業が含まれていませんが、同計画を策定する上ではリスク評価やそれに基づく施設の管理目標の設定、シナリオ設定は必須です。それは別業務と考えてよろしいでしょうか	本事業では、表3-1に掲げる①～④については、既に市が実施済みであり、これを基に運営権者に⑤～⑦を要求するものである。①～④については、基本的に市が実施済みのものを前提とする。なお、運営権者からの提案及び⑤～⑦の実施に伴い、①～④の見直しを妨げるものではない。	
30	13	第3	1	(1)						管路施設の点検	表3-2に示された点検調査は頻度・数量ともに運営権者が見直すことができるという理解でよろしいでしょうか。18ページ3にはその旨の記載がありますので念のため確認です。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
31	13	第3	1							ダウンサイジング	優先交渉権者選定基準p11において、ダウンサイジング化を評価の視点としてあげられております。ダウンサイジング化後の処理能力は、運営権者が適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
32	14	第3	1	(1)						表3-2 点検、調査、巡視等の数量および種別	表3-2に記載の点検、調査、巡視等の数量および種別は変更可能でしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
33	14	第3	1							表3-2の注釈	管路の点検調査が一巡すると点検頻度を見直すことも可能かと考えますので、見直しは可能でしょうか。	本文記載の下記の第一箇条書きについては事業計画に位置付けられているため、点検頻度を減らすような見直しはできない。第二箇条書き、第三箇条書きについては削除する。 ・腐食環境下においては、5年に1回点検を行う。 ・ヒューム管主体のブロックにおいては、7～8年に1回点検を行う。 ・その他管種主体のブロックにおいては、15年に1回点検を行う。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
34	14	第3	1	(2)	ア					改築計画に関する要求	「第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし」とありますが、第1期改築工事の実設計内容の開示時期をご教示下さい。	令和3年度実施の設計成果については、令和4年4月に開示予定である。	
35	14	第3	1	(2)	ア					改築計画に関する要求	「第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし」とありますが、附帯提案事業の設計工事は第1期に着手できると考えてよろしいでしょうか。	提案内容、提案時期によるが、第1期に着手することを妨げるものではない。	
36	14	第3	1	(2)	ア					中期構想	中期構想を市に提出する期限はいつですか。	本事業開始日の30日前までに提出すること。	
37	14	第3	1	(2)	イ					改築計画に関する要求	貴市が作成する第1期改築計画の仕様などの開示時期をご教示願います。提案スケジュールを鑑み令和3年10月初旬を希望します。	後日回答する。	令和3年度実施の設計成果については、令和4年4月に開示予定である。
38	14	第3	1	(2)	イ					改築計画に関する要求	「第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし」とありますが、第1期改築計画については、提案書上も、実際の運営時も計画の変更は(工事の追加も見送りもどちらも)できないということでしょうか。あるいは、合理的な理由とともに第1期改築計画の変更提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	後日回答する。	第1期については、提案書上も、実際の運営時も、不測の事態によるものを除き、計画の変更はできない。
39	14	第3	1	(2)	イ					改築計画の見直しに関する要求	第1期の改築計画は、運営権者は改めて作成し直し提出する必要はないと考えてよいでしょうか。	後日回答する。	第1期については、提案書上も、実際の運営時も、不測の事態によるものを除き、計画の変更はできない。
40	14	第3	1	(2)	イ					改築計画に関する要求	市が作成した第1期改築計画を前提とし、とありますが、変更の提案はできない(提案してはいけない)との解釈でよろしいでしょうか？	後日回答する。	第1期については、提案書上も、実際の運営時も、不測の事態によるものを除き、計画の変更はできない。
41	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	改築計画の見直しでは、5年単位の見直しに加え、運営開始後の維持管理実態に応じて各期中に見直しを行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
42	14	第3	1	(2)						改築計画の見直し	運営権者が改築計画を見直すにあたり、要求水準書(案)p65~67に示されるSM計画の期をまたがる改築時期の見直し(例えば、第3期に改築が計画されている資産を第2期に前倒し)は可能と理解してよろしいでしょうか。 なお、この場合、要求水準書(案)p13表3-1の②、④も併せて見直す必要があると考えます。他の(※)の質問と関連しておりますので、併せてご検討ください。	左記、認識のとおり各期をまたがる改築計画の見直しは可能である。但し、5年毎の事業総額の範囲であることが前提となる。なお、表3-1については、本事業実施に当たり市が運営権者に実施義務を課すものを要求対象として明示したものであり、「×」として記載されたものに関し、必要に応じ実施することを妨げるものではない。	左記、認識のとおり各期をまたがる改築計画の見直しは可能である。但し、5年毎の事業総額の範囲であることが前提となる。正確には、2年、5年、5年、5年、3年となるため、様式集「様式31(7)改築費削減額(自動計算)」にて設定している各期上限額を超えないこと。なお、表3-1については、本事業実施に当たり市が運営権者に実施義務を課すものを要求対象として明示したものであり、「×」として記載されたものに関し、必要に応じ実施することを妨げるものではない。
43	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	本号第2段落に「(a)市が示すPFI-LCCの予測金額を超えないこと」との記載がありますが、当該PFI-LCCの予測金額は今後開示のご予定でしょうか。開示頂ける場合、いつ頃開示をご予定かご教示ください。	様式集及び記載要領 P.57【「様式24 ストックマネジメントに係る検討」別紙】の【市想定事業費】に記載している改築事業費がこれに当たる。	
44	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	ストックマネジメントの申請時期は5年に1回としているが、他市の事例では必要に応じて数年に1度一部修正して申請していることが多い。市では対応しているか。	ストックマネジメントの申請は、市が対応する。	
45	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	ただし、当該事業費が、「別途、(a)市が示すPFI-LCCの予測金額」とは、別冊「様式集及び記載要領」のP57の様式24 1)【市想定事業費】に記載している費用の事ですか。	様式集及び記載要領 P.57【「様式24 ストックマネジメントに係る検討」別紙】の【市想定事業費】に記載している改築事業費がこれに当たる。	
46	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	「別途、(a)市が示すPFI-LCCの予測金額を超えないこと。」となっておりますが、予測金額はどこに示されているのでしょうか。	様式集及び記載要領 P.57【「様式24 ストックマネジメントに係る検討」別紙】の【市想定事業費】に記載している改築事業費がこれに当たる。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
47	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	提案における「(c)5年ごとの改築事業総額」の上限(あるいは上限の考えかた)は設定されているのか。	様式集及び記載要領 P.57【「様式24 ストックマネジメントに係る検討」別紙】の【市想定事業費】に記載している改築事業費がこれに当たる。	
48	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	「(C)5年ごとの事業総額の範囲であること。」となっていますが、市の予測金額の事業総額でしょうか。又は運営権者提案額の5年ごとの事業総額でしょうか。	運営権者提案額の5年ごとの事業総額である。ただし、提案額の上限は、様式集及び記載要領 P.57【「様式24 ストックマネジメントに係る検討」別紙】の【市想定事業費】に記載している改築事業費となる。	
49	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	補正予算等による改築の前倒し実施などは想定されるか。	想定している。	
50	14	第3	1	(2)						改築計画の見直しに関する要求	「中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること」とされているが、中期構想は事業開始前に一度だけ提出する、という理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に変更等が生じない限り、左記認識のとおりで問題ない。	
51	15	第3	1	(2)	ウ					データの更新	点検・調査結果をもとに更新が求められるストックマネジメントに係るデータとは、主に健全度・緊急度の決定に関係するデータを指しているかと理解してよろしいでしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ないが、撤去された施設や使用していない設備についてのデータ更新も含む。
52	15	第3	1	(2)	ウ					データの更新	「SMIに係るデータの更新」が、具体的にはどのタイミングで何に更新することを想定されているか教えてください。	点検・調査実施後に、ストック台帳を更新することを想定している。	
53	15	第3	1	(2)	エ					改築計画の実施フロー	第1期改築計画では、実施契約前に市にて実施設計を行い、改築工事は一部を市で実施し、一部を運営権者で行うフローとなっています。運営権者で改築工事を行う範囲が分かれば教えてください。	第1期改築の実施に当たっては、運営権者は、令和5年度の改築工事を予め市が行った実施設計をもとに行うものとなる。また、令和6年度の改築工事については、令和5年度に運営権者が改築計画に基づき実施設計をおこない、これに基づき行うものとなる。	
54	15	第3	1	(3)						改築計画作成に当たっての留意事項	電気設備配電盤や制御盤等の盤内について、過去の機能増設工事により部品追加や部品更新を実施された盤については、改築(長寿命化対策)を実施した施設等とし、国の交付金の適用を受けて機能増設された時点から数えて処分制限期間以上使用すれば良いものと理解しています。即ち、市の単費による設備の修繕、改築は設備の処分制限期間には影響しないものと理解しています。	左記、認識のとおりで問題ない。	
55	15	第3	2							下水道事業計画変更案の作成	「運営権者は、市が事業計画の変更を予定している令和9年度、令和14年度及び令和19年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出すること。事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映すること」とありますが、今まで、市が作成した下水道事業計画変更案を開示していただけるでしょうか	開示資料No.229を参照すること。	
56	15	第3	2							下水道事業計画変更案の作成に関する要求	変更案の作成・検討過程で貴市職員との打合せにより要件や変更案内容の確認を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
57	15	第3	2							事業計画変更案	「事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映すること」とあります。都市計画は下水道事業計画の上位計画との認識から、この反映は貴市によりなされるとの理解でよろしいでしょうか。	都市計画の事業計画変更手続きは市が行うが、事業者は変更案の作成を行うこと。	
58	15	第3	2							下水道事業計画変更案の作成	「下水道事業計画変更案の作成」の範囲は、「下水道用設計標準歩掛表」(いわゆる白本)に示される、「下水道法に基づく事業計画業務」として良いでしょうか。「都市計画決定図書作成業務」や「都市計画事業認可申請図書作成業務」は含んでいないという理解で良いですか。また、雨水に関する業務は含んでいないという理解で良いですか。	後日回答する。	「下水道事業計画変更案の作成」の範囲は、「下水道用設計標準歩掛表」(いわゆる白本)に示される、「下水道法に基づく事業計画業務」に相当する業務を運営事業の一環として行うことを想定したものである。ただし、下水道事業運営に当たり、「都市計画法の事業認可」については、「下水道法の事業計画」と一帯をなす運営上切り分けることが不可避なものであることから、「都市計画決定図書作成業務」及び「都市計画事業認可申請図書作成業務」も本業務に含まれるものとする。なお、当該業務については、事実行為としての計画作成業務を運営権者に委ねるものであり、認可申請等の行政行為については、市が行うものである。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
59	15	第3	2							下水道事業計画変更案の作成	「下水道事業計画変更案の作成」の範囲には、「下水道用設計標準歩掛表」(いわゆる白本)に示される、「公共下水道全体計画業務」は含んでいないという理解で良いですか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
60	15	第3	2							下水道事業計画変更案の作成	「都市計画の事業計画に反映すること」の意味を教えてください。	後日回答する。	「下水道事業計画変更案の作成」の範囲は、「下水道用設計標準歩掛表」(いわゆる白本)に示される、「下水道法に基づく事業計画業務」に相当する業務を運営事業の一環として行うことを想定したものである。ただし、下水道事業運営に当たり、「都市計画法の事業認可」については、「下水道法の事業計画」と一帯をなす運営上切り分けることが不可避なものであることから、「都市計画決定図書作成業務」及び「都市計画事業認可申請図書作成業務」も本業務に含まれるものとする。 なお、当該業務については、事実行為としての計画作成業務を運営権者に委ねるものであり、認可申請等の行政行為については、市が行うものである。
61	15	第3	3							アクションプラン変更案	「運営権者は、市が三浦市汚水処理施設整備構想(アクションプラン)の変更を予定している令和9年度及び令和19年度の前年度末までに変更案を作成し、市に提出すること。」とありますが、今まで市が作成したアクションプランがあれば、開示していただきたいです。	開示資料No.222を参照すること。	
62	15	第3	3							アクションプラン変更案の作成	変更案の作成・検討過程で貴市職員との打合せにより要件や変更案内容の確認を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
63	15	第3	3							アクションプラン変更案	アクションプランは東部処理区に加え、西部や南部処理区をも含む貴市全域が対象と理解します。運営権者は全域のアクションプランの変更案の作成・提出を要求されているとの理解でよろしいでしょうか。	アクションプランは東部処理区を対象とする。	
64	15	第3	3							アクションプラン変更案の作成に関する要求	「処理区域の検討」となっているが、処理区域の拡大もしくは縮小を検討することでしょうか。	後日回答する。	当該変更は、事業計画の変更に伴い必要が生じた場合に、アクションプランへ反映することを意図し、記載したものである。なお、処理区域の拡大は運営権設定対象外と考えられるため、想定していない。縮小についても、現時点では想定していない。
65	15	第3	3							アクションプラン変更案	運営権者が作成するアクションプランの範囲は、東部処理区が対象という理解でよいですか。東部処理区以外も対象の場合には、その要求水準も示していただけますか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
66	16	第3	1							図3-1	運営権者が実施する改築工事について、実施設計内容の変更(見直し)の提案は可能でしょうか？	第2期改築計画以降のものについては、実施契約書及び要求水準書に記載の各規定の範囲において、運営権者の提案に基づき変更することが可能である。	
67	17	第4								処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	処理すべき水量に関する要求水準が示されていませんが、どのように考えたらよろしいのでしょうか。	後日回答する。	市は、既にSM計画及び関連する資料を公表しており、当該資料をもとに運営権者となるもの自らが、処理すべき水量を処理すべき水量を推計することを求めるものである。
68	17	第4	1							汚水処理に関する要求	「全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想される」とありますが、現状ではどのような運転を行っているのかご教示下さい。また、放流水の全窒素、全燐については、「測定装置で常時計測しているものの、放流水質が基準値を満足している・していないの判断は水質試験で実施する分析結果による」と理解して良いでしょうか。	後日回答する。	高度処理施設がないため。現在は、薬品添加及び処理方法の工夫により対応している。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答	
69	17	第4	1							汚水処理に関する要求	「全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるので、運営権者自らが考え処理の工夫を図ること」とあります。提案前に処理方法の工夫を検討したいので、最初沈殿池越流水、反応タンク(2～4箇所)、最終沈殿池越流水、返送汚泥もしくは余剰汚泥等をサンプリングさせて頂きませんか。柄杓を用いて約2L/回・箇所、週1回×3ヶ月程度の採取を希望します。なお、サンプリングの際にその時の運転データ(流入量、曝気風量、返送汚泥量、余剰汚泥量、初沈汚泥量および反応タンクDO濃度、pHやMLSS濃度等のセンサーデータ等)や、貴処理場で実施されている分析結果(流入水、終沈越流水等)のご提供もお願いします。	運転データについては月報を追加で開示する。サンプリングを希望する場合は、1事業者1回のみ採取可能とする。		
70	17	第4	1							全窒素、全燐除去	標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるとありますが、現状、どのような工夫がなされているのかご教えてください。	後日回答する。	高度処理施設がないため。現在は、薬品添加及び処理方法の工夫により対応している。	
71	17	第4	1							汚水処理に関する要求	「全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるので、運営権者が自らの処理の工夫を図ること。」ありますが、このために必要な機器の導入費用は附帯事業になるとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
72	17	第4	1							水処理方式	「標準法の施設である本施設を活用」と記載されておりますが、これは現状を示すものであり、放流水質基準を達成するため、事業計画変更により処理方式を変更することを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
73	17	第4	1							表4-1 下水道事業計画値	表中の「下水道事業計画値」の典拠及び本事業における位置付けを教えてください。	開示資料No.229の72頁を参照すること。表4-1の下水道計画値はあくまで参考値である。		
74	17	第4	1							表4-1	下水道事業計画値として全窒素、全燐の基準が記載されていますが、本事業期間内に事業計画における計画放流水質に全窒素、全燐を追加する事業計画変更を行う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	後日回答する。	現時点では、全窒素、全燐を追加する事業計画変更を行う必要はない。	
75	17	第4	1							放流水質基準	水質検査の際に、1サンプルでも要求水準値を超えると要求水準未達となるのか、あるいは日平均値が要求水準の対象になるのか等について詳しくご教えてください。	本要求水準については、放流水が満たすべき水準を示したものであり、日平均値に対し定めたものではない。		
76	17	第4	1							汚水処理に関する要求	窒素、りんに係る放流水質の要求水準は現状達成されているのか。されていない場合、運転管理費が上昇すると思われるが、維持管理費の上昇は見込んでいるのか。	過年度の維持管理において、雨水等の影響による例外的な場合を除き、表4-1の窒素、りんの放流水質基準は達成されている。例外的に窒素、りんの放流水質基準を超過した場合においても、当該影響等の解消とともに要求水準の達成が確認されている。当該事象については、恒常的なものではないことから維持管理費への影響は過少であり、(現維持管理費から)特段の上昇は見込まれないものと認識している。なお、係る事象等は、実施契約書(案)第49条の協議対象となるものであり、運営権者による出来得る限りの措置を講じ、水質改善が図られることを前提とした上で、要求水準未達の対象から除外する。		
77	17	第4	1							汚水処理に関する要求	全窒素、全燐の除去は標準活性汚泥法による処理だけでは困難とある理由と現在はどう対処しているのかを知りたいです。	後日回答する。	高度処理施設がないため。現在は、薬品添加及び処理方法の工夫により対応している。	
78	17	第4	2	(2)						汚泥搬出の運搬時間	汚泥、沈砂、し渣の運搬は午前4時から5時に行うことを原則とありますが、運営開始後の状況や協議等により見直すことも可能でしょうか。	運搬に使用する道路が狭いことから地元事業者等へ配慮したものである。このため、運搬時間の変更は考えていない。地元農家の作業があるため、山側道路については、午前4時から午前5時までには汚泥の搬出を行うこととしている。		

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
79	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	汚泥、沈砂、しごの運搬作業は午前4時から5時までにを行うこととありますが、現状、汚泥運搬に関しては午前4時から5時に行っていますが、しご、沈砂に関しては昼間に積載運搬作業を行っています。しご・沈砂の運搬については手作業での積載となり、上記運搬時間に合わせるには夜中に積載作業を行うことが想定されます。作業性や安全面に配慮し、しご、沈砂運搬について搬出時刻を変更することは可能ですか	指摘を踏まえ、沈砂及びしごの運搬については年1回を予定していることから、運営権者からの事前の日時指定をもって、市が地元等と調整することとする。	
80	17	第4	2	(2)						汚泥等廃棄物の排出事業者について	「運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し」とありますが、本事業では「運営権者が汚泥等廃棄物の排出事業者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	左記、認識のとおりで問題ない。	
81	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	沈砂、しごについても三浦地域資源ユーズ株式会社にて受け入れが可能でしょうか。	後日回答する。	現行の運用としては、汚泥については三浦地域資源ユーズ、沈砂・しごについては廃棄物として廃棄物処理場へ運搬している。なお、大型車両による汚泥の運搬については、「午前4時から午前5時まで」と作業時間を制限している。
82	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	当該企業がメンテナンス等により受入が困難な場合(年間1日程度の終日受入停止)とありますが、受入停止期間が何日以上伸びた場合に補償がありますでしょうか。	本事項については、運営権者と三浦地域資源ユーズ株式会社間で締結される契約に基づき処置が図られるべき事項であり、市が関与し得るものではない。	
83	17	第4	2	(2)						汚泥処理に関する要求	汚泥、沈砂、しごの運搬時間が午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とあるが、理由を教えてください また、運搬時間の変更の可能性や区間を指定での通過時間の制約もあえるのか	運搬に使用する道路が狭いことから地元事業者等へ配慮したものである。このため、運搬時間の変更は考えていない。 地元農家の作業があるため、山側道路については、午前4時から午前5時までに汚泥の搬出を行うこととしている。	
84	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	「ただし、…受入れが困難な場合」とあるが、過去に搬出した実績(前例)は提示していただけますでしょうか。	・令和2年度:7.91t ・令和元年度:8.43t ・平成30年度:25.56t	
85	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	「市が指定する三浦地域資源ユーズ(株)と別途契約し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させること」とありますが、三浦地域資源ユーズに全量排出する義務はありますか。	運営権者は、メンテナンス等により受け入れが困難な場合を除き、三浦地域資源ユーズに全量排出することが課される。	運営権者は、メンテナンス等により受け入れが困難な場合を除き、三浦地域資源ユーズに汚泥を全量排出することが課される。
86	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	当該企業への排出に当たっては、表4-2(含水率80%以下)の要求水準を満たすこととありますが、「含水率の下限には制限が無い」との理解で宜しいでしょうか。	後日回答する。	現行の運用においては、含水率の下限は設けていない。含水率を著しく下げる運用を図るのであれば、運営権者が受け入れ先となる三浦地域資源ユーズとの契約事項として定めるべきものであり、市が関与し得るものではない。
87	17	第4	2	(2)						汚泥搬出について	要求水準の含水率80%以下を満たせなかった場合のペナルティ、含水率の測定者、測定手法、薬注含む脱水方法の変更については三浦地域資源ユーズ株式会社との契約で決定するのでしょうか。 参考として今の契約内容の開示をお願いいたします。	後日回答する。	含水率80%以下を満たせなかった場合は、要求水準未達のペナルティが発生する。脱水方法の変更については、改築計画等の策定にあたって、市との協議となる。なお、現行の運用において、バイオマス利用していることから、薬注の変更について三浦地域資源ユーズと協議を行う等、特段の配慮が求められる。
88	17	第4	2	(2)						汚泥搬出	汚泥、沈砂、しごの運搬が午前4時～5時に限定されている理由と、これを日中に変更できる余地について貴市のご見解をうかがいます。	指摘を踏まえ、沈砂及びしごの運搬については年1回を予定していることから、運営権者からの事前の日時指定をもって、市が地元等と調整することとする。	
89	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	汚泥、沈砂、しごの運搬は、午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とする、とありますが、どのような経緯でこのような取り決めがなされたのかご教示願います。また、「原則」とありますので、合理的な理由があれば、変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	運搬に使用する道路が狭いことから地元事業者等へ配慮したものである。このため、運搬時間の変更は考えていない。 地元農家の作業があるため、山側道路については、午前4時から午前5時までに汚泥の搬出を行うこととしている。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
90	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させることとありますが、三浦地域資源ユーズ株式会社の主たる出資者が、本事業の受託者となった場合、本事業の利益相反発生が見込まれるとの見解はございますでしょうか。	三浦地域資源ユーズ株式会社の最大出資者は市であり、市は200株保有し、持ち株比率は20.1%(996株中)、出資比率は19.9%(1,006株中)である。最大出資者である市においても20%程度の出資割合であり、「主要事項の可決権」も「特別決議を単独で阻止する権利」も有する者がいないため、利益相反の発生は生じないと考えている。	
91	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させることとありますが、3者(貴市、三浦地域資源ユーズ、本事業への応募企業G)による契約内容の確認・協議の場を、提案書提出前に設けて頂くことは可能でしょうか。	本事項については、運営権者と三浦地域資源ユーズ株式会社間で締結される契約に基づき処置が図られるべき事項であり、市が関与し得るものではない。	
92	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させることとありますが、三浦地域資源ユーズ(株)による処理単価が価格合理性がないと判断された場合には、汚泥の処分または活用を別途行うことが可能との理解で宜しいでしょうか。	原則、三浦地域資源ユーズ株式会社に搬出すること。三浦地域資源ユーズ株式会社への搬出に合理性がない場合は、市と協議のうえ、合理的な帰結に至ることができないと認められた場合には、他の者に汚泥の処分を行わせることができるものとする。	
93	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則としますが、搬出先である三浦地域資源ユーズ(株)への事前連絡等に係る制約条件をご教示願います。	後日回答する。	1か月分の搬出計画を毎月搬出業者、搬出先と共有されていると承知している。詳細は、三浦地域資源ユーズに確認すること。
94	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則としますが、搬出先である三浦地域資源ユーズ(株)による受入立会有無や受入検査(重量・含水率・荷姿等)をご教示願います。	搬出先の三浦地域資源ユーズ株式会社の受け入れ体制等は、承知していない。現状の搬出先の受け入れゲートの仕様は、別途公表する。	
95	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	「メンテナンス等により受け入れが困難な場合…運営権者自らが排出先を確保し…」とあります。年1日は三浦地域メンテナンスユーズ以外で処理しなければいけないという解釈でしょうか。それとも、三浦地域メンテナンスユーズと運営権者の契約で定めれば必ずしも以外で処理しなくてもよいでしょうか。	突発的な事故等を含め、確実に汚泥搬出を行うことを求め記載したものであり、三浦地域資源ユーズ株式会社1か所での汚泥搬出を妨げるものではない。	
96	17	第4	2	(2)						汚泥搬出に関する要求	メンテナンス以外の事象(大きな故障など)によって、数日～長期にわたり三浦地域メンテナンスユーズが使用できない状況になった場合の対応は、三浦地域メンテナンスユーズと運営権者の契約で定めることになりませんか。また、搬出先を指定した立場として、市は何らかの対応(方針の決定、周辺自治体との調整など)をされるのでしょうか。	メンテナンス以外の事象については、三浦地域資源ユーズと運営権者の契約で定めるものとなる。市としてできる協力は行うが、排出事業者は運営権者であるため、市は方針の決定等を行う立場ではない。	
97	17	第4	2							汚泥処理に関する要求	排出汚泥は三浦地域資源ユーズ株式会社に処理をさせるとありますが、1日当たりの排出汚泥量に制約はありますか。	現状の処理において、1日当たり4トン程度汚泥が発生するため、2日に一度8トン程度三浦地域資源ユーズ株式会社へ搬入している。三浦地域資源ユーズ株式会社の処理能力は、1日当たり7.4トンとなっているが、詳細は相手方との協議によることとなる。	
98	18	第4	3							管路施設に関する要求	「点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い…」となっているが、表3-2の※に記されている点検頻度を見直してもよいと理解してよろしいでしょうか。	表3-2 注釈記載の下記の第一節条書きについては事業計画に位置付けられているため、点検頻度を減らすような見直しはできない。第二節条書き、第三節条書きについては削除する。 ・腐食環境下においては、5年に1回点検を行う。 ・ヒューム管主体のブロックにおいては、7～8年に1回点検を行う。 ・その他管種主体のブロックにおいては、15年に1回点検を行う。	
99	18	第4	3							管路施設に関する要求	「運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること」とありますが、道路陥没や管路閉塞を防ぐため、同14ページ表3-2の実施箇所、実施頻度を増やす必要があるということでしょうか。道路陥没や管路閉塞は突発的に生じることがあるため、リスク分担を明確にしたい。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。表3-2に対する点検調査は、現ストックマネジメントにおいて想定されたものであり、概ね変わらないと考えている。しかしながら、腐食環境下における点検以外については、頻度を任意とし、運営権者が点検調査頻度を状態に応じ変えることを可とすることを意図したものである。
100	18	第4	3							管路施設に関する要求	「溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努める」とありますが、過去に異常流入時における処理場・ポンプ場保護のための流入ゲートの半開もしくは全開運用の検討・実績はありますでしょうか。	平成27年8月のポンプ故障により、ポンプ場の流入ゲートを全閉した実績がある。また、平成29年9月の大雨の影響により、処理場の流入ゲートを半開した実績がある。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
101	18	第4	4	(1)						公害防止に関する要求	騒音規制基準における境界線をご教示ください。	後日回答する。	実施契約書(案)100頁 別紙111に示す赤線が境界線である。
102	18	第4	4	(2)						悪臭規制に関する要求	臭気に関する現状の測定値と、年間の変動状況について、ご教示ください。	開示資料No.223～225を参照すること。	
103	18	第4	4							公害防止について	これまでの騒音・悪臭に関する苦情履歴と測定履歴、測定方法の開示をお願いいたします。	後日回答する。	騒音・悪臭に関する苦情履歴は、近年発生していない。測定方法については開示済み。
104	19	第4	5							耐震化	運営権者が改築等と併せ耐震性能を確保する旨が規定されており、p6表1-4では躯体の改築業務は対象外とされております。本項は、建築附帯設備、機械設備および電気設備に関する規定と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
105	19	第4	5							耐震基準に関する要求	処理施設の設備改築において、土木施設の耐震化との整合性を問われるケースがある。本事業の更新事業が耐震化に左右されることはないか。	後日回答する。	改築において耐震性確保の観点は考慮すべきと考えている。ただし、耐震化については本事業の対象外であるため、耐震化に関連する事業は必要に応じて別途市にて対応する。
106	19	第4	5							耐震基準に関する要求	既存施設(管路・処理場・ポンプ場含む)の耐震性能が不足する場合、改築更新に関係しない耐震化は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
107	19	第4	5							耐震基準に関する要求	改築等と併せ耐震性能を確保すること、とありますが、処理場・ポンプ場の土木・建築の躯体は本事業の実施対象外施設です。改築実施対象施設(設備、管路)の耐震性能を確保するとの解釈でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
108	19	第4	6							運営に当たり取得したデータの取扱いに関する要求	本事業を運営する中で得られた知見を基に作成したプログラム・ソフトウェア等の知財については、市の保有財産に当たらないとの解釈でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
109	19	第4	6							運営に当たり取得したデータの取扱いに関する要求	取得データを加工し有用化した情報について貴市が第三者への開示、公表などを実施する場合は事前に事業者と協議・合意にもとづいて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	取得したデータを加工し有用化した情報については、原則として市の所有物であることから公表に当たり運営権者との協議又は合意を得る対象ではない。ただし、当該公表事項に運営権者側の知的財産権又はノウハウ等に相当し得るものであるかについては、必要に応じ運営権者の確認を図る。	
110	19	第4	6							運営に当たり取得したデータの取扱いに関する要求	事業において取得した各種記録のうち、電子化されていないデータについては、終了時の電子データ形式での提出は不要と考えてよろしいでしょうか。また、電子化データとして提出が望ましいと思われる想定内容があればお教えください。	後日回答する。	業務遂行を阻害、又は有効性が明らかに乏しいものを除き、業務上取得した情報については、可能な限り電子データ化を行い、市に提出すること。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
111	19	第4	6							運営に当たり取得したデータの取り扱いに関する要求	本事業を行うにあたり取得したデータは市の保有財産とするとありますが、事業継承の際に貴市が必要とされるデータについては有償にて譲渡と理解してよろしいでしょうか。	基本的に取得したデータ及びこのデータを加工(計算)し得られた結果(情報)については、生来、市の保有財産となるものである。 また、知的財産権に相当する事項や当該企業独自のノウハウ等を除き、当該結果を得るための基本的な計算手法やプロセス、データ構造(データベース定義書又はエンティティモデル図等のデータ及び情報の因果関係がわかるもの)を含め、無償にて市に提供を求めるものである。 なお、当該規定は、あくまで本事業終了後も市又は市が指定したものが事業実施に当たり必要となる過去のデータ及び情報並びに実績を把握するために必要となるものを求めるものであって、運営権者又は関係企業独自と判断される情報に係る手法及びノウハウの提供を求めるものではない。 四則演算等の一般的に用いられる計算を除き、フーリエ変換、機械学習等、その他高等計算を用いたものについては、インプットデータとアウトプットデータがどのようなものであり、どのような考えでこれが計算されたものであるかを示すのみで十分であり、当該インプットデータからアウトプットデータを再現するために必要となる計算手法まで求めるものではない。	
112	19	第4	7							事業終了時に求める施設状況に関する要求	最終年度に健全度調査を実施しない機器等については、直近に実施した健全度判定結果に基づく推計値を示すことで構わないでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
113	19	第4	7							事業終了時に求める施設状況に関する要求	事業終了時の施設状況が事業者の責任でない理由により、改築、長寿命化に関する補助金の取得が出来なかった場合は、健全度に関する記載について事業者は免除されるものと理解して良いでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
114	19	第4	7							事業終了時に求める施設状況に関する要求	機械・電気、土木、建築について健全度2.0以下ではないこととお示されていますが、事業開始時点で健全度2.0以下の物もあるように思います。事業終了時点で、健全度2.0以下の物が全くない状態にすることを要求事項でしょうか。	(個別対話の議題において回答)	
115	19	第4	7							事業終了時に求める施設状況	事業終了時の【機械・電気、土木】、【建築】の施設状況は、健全度2.0以下でないこととありますが、事業開始時は、健全度2.0を超える状態で引渡しいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	事業開始時、設備として健全度2.0を超えている状態で引き渡す。	
116	19	第4	7							事業終了時に求める施設状況	事業終了時の【機械・電気、土木】、【建築】の施設状況は、健全度2.0以下でないこととありますが、92頁の参考資料より、運用期間中は健全度1.1を超えていれば、要求水準違反に該当しないとの認識でよろしいですか。	後日回答する。	要求水準は事業期間中、設備として機能が発揮出来ない状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態にならないことを求めているため、健全度2.0以下となった場合、要求水準違反になる。
117	19	第4	7							事業終了時の施設状況	「コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託報告書(概要版)」p37のシナリオ4'を拝見すると、多くの健全度2の資産を保有しながら下水道事業を運営することとされており、事業期間のSM計画において、シナリオ選定の結果に健全度2の資産が含まれていても、これは表4-5で示される健全度2.0以下に該当するものではなく、診断の結果、健全度が2.0を超えていれば、本項7の要求は満たすものと理解してよろしいでしょうか。この理解でよろしいければ、疑義が生じないように【診断の結果、】健全度2.0以下ではないこと。」などと追記していただけますか。	左記、認識のとおりで問題ない。言及のあった「診断の結果、」を追記する。	
118	19	第4	7							事業終了時の施設状況	貴市が検討された状態監視保全、事後保全の機械設備の通常点検表及び詳細点検表を拝見しますと、経過年数で資産の健全度を評価されておりませんでした(経過年数での健全度の評価欄が空欄でした)。表4-5で示される健全度2.0の評価基準も同様に経過年数は含まれない(目標耐用年数を超えているからといって健全度2とは評価しない)ものと理解してよろしいでしょうか。	状態監視保全、事後保全は時間計画保全ではないため、経過年数での健全度評価はしない。表4-5においても同様である。	
119	19	第4	7							事業終了時の施設状況	管路施設(幹線管きょ、枝線管きょ)の施設状況で、「緊急度1以下ではないこと」となっていますが、マンホールと同様に、終了時における特段の調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
120	19	第4	7							健全度を求める時期	施設状況の確認において参照する健全度は、事業終了直前に改めて健全度を調査することを求めているのではなく、第5期SM計画で調査した健全度から予測した事業終了時の健全度によるものと理解してよろしいでしょうか。	事業終了直前に改めて健全度を調査する必要はなく、直近の調査結果等により合理的な予測手法によるもので問題ない。	
121	19	第4	7							表4-5	既設の管路で流下能力を満足しない路線とは、何に対する能力不足でしょうか。また現状で能力が不足している管路(断面や勾配の不足など)は、運営権者との契約までに市で布設替えを行うのでしょうか。	流下能力を満足しない路線とは、断面や勾配の不足や継ぎ手ずれが生じている管路のことである。問題のある管路については、12か月ルールに従って対応する。	流下能力を満足しない路線とは、断面や勾配の不足や継ぎ手ずれが生じている管路のことである。問題のある管路については、12か月ルール実施契約書(案)第11条に従って対応する。
122	20	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				工事監督業務	工事監督員は施工企業と過去及び工事期間中、雇用関係にない者を配置とあります。本件ではSPC職員数はさほど多くはならず、限られた職員が工事の監督にあたと想定するため、このような条件を常に満たすことは困難と見られます。条件を緩和いただようお願いいたします。	本要件は、SPC職員に限ったものではなく、代表企業、構成企業及び協力企業と雇用関係にある者が対応できるものとしていることから、SPC職員数に伴う問題は想定されない。	
123	20	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				工事監督業務	ここでいう「工事監督業務」とは、下水道法第22条の「工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかどうかを確認することをいう。)」と理解してよろしいでしょうか。その場合、その具体的方法は運営権者に委ねられていると理解してよろしいでしょうか。	「表1-1 用語の定義」の工事監督として規定されているとおりである。	
124	20	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				工事監督業務	工事監督業務の結果報告は、年度末に、「セルフモニタリング結果報告書(改築・増築)(モニタリング計画書p7表2-3改築・増築工事の項)」として提出するというところでよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
125	20	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				工事監督業務	工事監督員は、代表企業、構成企業及び協力企業の協力会社(下請け企業)を配置することは可能でしょうか。	工事監督員として下請け企業の者を配置することはできない。	
126	20	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				工事監督業務	施工監理業務の一部を代表企業、構成企業及び協力企業の協力会社(下請け企業)に委託することは可能でしょうか。	工事監督員として下請け企業の者を配置することはできない。	
127	21	第5	1	(1)	ウ	(ウ)				市検査への対応	市の検査は、どの時点でなされる予定のなのか教えてください。	後日回答する。	運営権者は、設計完了届又は工事完成届の提出を行った日から14日以内に検査を受検すること。
128	21	第5	1	(1)	オ					改築の実施	「計画的に更新更新工事」とあるが、「更新工事」の間違いでしょうか。	指摘のとおり誤記であるため、当該箇所について訂正を図る。	
129	21	第5	1	(1)	オ					改築の実施	マンホール蓋について、調査により機能不足が把握できているものとは、貴市が行った既往の調査を指し、現在明確となっているものという理解でよろしいでしょうか。仮にそうであった場合、お示し頂けませんでしょうか。	塩ビホールを除き、平成29年度にマンホール蓋の調査を実施している。ご指摘の点は、運営権者側が行う調査を含んでいる。開示資料のNo.202~219を参照すること。	
130	21	第5	1	(1)	オ					改築の実施	安全性の確保に関する記述は、処理場ポンプ場の設備設計を対象としている内容になっています。管路施設の設計における安全性の確保に関する内容は、別途提示していただけるのでしょうか。	後日回答する。	P.26第5の3(3)エ 関係法令の遵守、オ 安全性の確保に、管路施設の設計における安全性確保に関する内容を含んでおり、別途提示はしない。
131	21	第5	1	(1)	キ					新技術の活用	下水道新技術機構の認定品やNETIS登録品以外に、メーカーの公的な研究発表会で用いた論文や、産学連携での大学側の論文のような客観的に性能を担保している資料も、新技術として判断する一例として解釈でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。但し、当該技術の利用可否と国交付金の適否については別事項であることに留意のうえ、技術的採用を図ること。	
132	21	第5	1	(1)	キ					新技術の活用	提案書への特定機器の記載について、メーカー名や性能を具体的に明示した場合でも、数年後にそれよりも価格・性能的に良いものが市場に出た場合、そちらを採用した方が双方にとって有益と思われそうですが、そのような時には提案書記載事項と異なる機器を採用してもよろしいでしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。費用対効果等客観的なエビデンスが認められたもの等については、提案書記載事項と異なる機器の採用を認める。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
133	22	第5	1	(1)	ク					耐震基準の遵守	耐震性能が不足する管路は、別途事業で耐震化を進めると考えてよろしいでしょうか	左記、認識のとおりで問題ない。	
134	22	第5	1	(1)	ク					耐震基準の遵守	耐震性能の確保は、新たに改築する設備等について耐震性能を確保することと理解してよろしいでしょうか。P19「5耐震基準に関する要求」も同様の趣旨と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
135	22	第5	2							工事代金と提案金額の関係	【工事代金の総価】は、【募集要項p15(13)「応募者の提案金額に基づいて実施契約書に定める金額」に物価変動の影響を考慮した額】と同額になるものと理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
136	22	第5	2	(1)						総価契約単価合意方式	運営権者が実施するすべての工事に総価契約単価合意方式を適用するのでしょうか。適用する工事としない工事がある場合、その判断基準等について市としてお考えがあればご教示ください。	運営権者が実施するすべての工事に総価契約単価合意方式を適用する。	
137	22	第5	2							改築計画に関する基本的事項	総価契約単価合意方式は、各年度および各工事ごとに手続きを行うものと考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
138	23	第5	2	(1)	イ					包括的単価個別合意方式	包括的単価個別合意方式は、「運営権者は、詳細設計に基づく積算価格を提案時価格で除した当該年度の請負金額比率(=当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格)を設定し、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とした単価合意書を作成」と理解すればよろしいでしょうか。この理解が正しければ、疑義が生じないように修正をお願いします。	「詳細設計に基づく積算価格を提案時価格で除した」ではなく、「提案時価格を詳細設計に基づく積算価格で除した」が正しい理解となる。	
139	23	第5	2	(1)						総価契約単価合意方式	単価個別合意方式と包括的単価個別合意方式は、それぞれどのような場合に適用されるのでしょうか。ちがいについてご教示ください。	総価契約単価合意方式は、運営権者が契約を締結する工事を請負企業の発意により、単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式が選択されるものである。このため、どのような場合に適用するのかが市が指定するものではない。	
140	23	第5	2	(1)						単価個別合意方式	請負業者に該当工事の工事代金内訳書を本条項に従って作成し、金額の妥当性が確認された場合、随意契約の上で施工を実施する理解でよろしいでしょうか。	第5の2(1)に記載されているように工事代金内訳書の提出については、請負契約締結後に提出することを想定している。また、随意契約の利用等、契約方式についての指定はない。	
141	23	第5	2	(1)						包括的単価個別合意方式	①詳細設計に基づく積算価格とは、SPCで行う工事予算用の設計でよろしいでしょうか。また、②提案金額とは請負予定業者の入札金額であると理解します。入札の結果②が①を下回った場合、①詳細設計の設計書に①/②比率を乗じた単価合意書を作成して、工事契約を締結するものと理解します。	後日回答する。	「詳細設計に基づく積算価格」は、工事予算用を目的としたものではなく、公的な手法に基づき算出することにより、基準となる価格を設定するものである。「提案金額」とは、請負業者との契約価格である。請負業者の選定については、運営権者に委ねるものであることから「入札金額」に限るものではない。また、単価合意書の作成は工事契約締結後となる。
142	24	第5	2	(2)						契約後VE方式	施工段階において現場に則したコスト縮減(VE提案)を工事実施企業から受け付けるものとあります。変更設計書とともに提示するVE管理費が、工事実施企業のインセンティブとなる認識でよろしいですか。VE管理費は、全体工事費が縮減できる範囲で自由に設定が可能ですか。	「変更設計書とともに提示するVE管理費が、工事実施企業のインセンティブとなる認識」で問題ない。VE管理費は、自由に設定できるものではなく、全体工事費縮減額の5/10となる。	
143	24	第5	2	(2)						VE提案の発意者	運営権者が技術提案を発意することも考えられます。運営権者によるコスト縮減、省エネ等が可能となる技術提案を可能とする規定への変更をお願いしますか。	後日回答する。	建設業法上の許可を有していない運営権者が、現場施工に伴うVE提案を行うことは想定されない。また、当該契約後VEは改築工事の費用削減に対し適用されるものであり、運権者のランニングコスト縮減(省エネ等)に対してVE管理費が支払われるものではない。
144	24	第5	3	(1)	ア					長期工事計画書	「中期工事計画書は、以下に基づき・・・」とありますが、長期工事計画書の誤記でしょうか。	指摘のとおり誤記であるため、当該箇所について訂正を図る。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
145	24	第5	3	(1)	ア					長期工事計画書	「長期改築実施覚書に基づき、事業期間内の設計及び工事の概要、各工事の工程案(年度単位の予定)をまとめた、中期工事計画書を作成すること。中期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。」ありますが、中期工事計画書とは、長期工事計画書と読み替えてよろしいでしょうか。	指摘のとおり誤記であるため、当該箇所について訂正を図る。	
146	24	第5	3	(1)	ア					長期工事計画書	本文中に記載のある「中期工事計画書」と、P24のイ 中期工事計画書 とは同一のものを指すのでしょうか。	本文中に記載のある「中期工事計画書」は誤記のため、「長期工事計画書」に改める。	
147	24	第5	3	(1)	ア					工事計画書の作成及び市への提出	長期工事計画書は改築に関する中期構想とほぼ同時期に提出するという理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
148	24	第5	3	(1)	イ					中期工事計画書	各改築計画期間に合わせて作成する中期工事計画書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。	後日回答する。	長期改築実施覚書は、事業年度開始日の30日前、中期・年度改築実施覚書は、事業開始後の4月20日までに提出する。各工事計画書は覚書締結後、速やかに作成し、提出すること。
149	25	第5	3	(1)	ウ					年度工事計画書	工事計画書に「単年度の設計」に関する記載を要求されているが、ここで記載する内容は、当該年度工事に関する設計のものでしょうか。それとも当該年度に実施する設計に関するもののでしょうか。	当該年度に実施する設計に関するものである。	
150	25	第5	3	(2)						詳細調査の実施	表5-2の詳細は、今後開示される資料等で確認可能でしょうか。該当する資料と箇所をご教示ください。	要求水準書(案)65頁の別紙4の「管きよ改築更新_詳細調査_実施数量_工種_広角カメラ調査」を参照すること。	
151	25	第5	3	(2)						表5-2 点検、調査、巡視 等の数量および 種別	表5-2に記載の点検、調査、巡視等の数量および種別は変更可能でしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
152	25	第5	3	(2)						表5-2	表中の調査対象数量は、20年間の総数と考えてよろしいでしょうか	左記、認識のとおりで問題ない。	
153	25	第5	3	(2)						表5-2	圧送管が調査対象外となるのであれば、改築更新も対象外と考えてよろしいでしょうか	圧送管は調査の対象外であるが、改築の対象外ではない。	
154	26	第5	2	(3)	オ	(7)				構造計算	改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合の構造計算は、設備荷重(自重、動荷重)に対する常時の構造計算であり、耐震計算や耐震補強は含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか？	後日回答する。	既設荷重を超える場合、設備及び躯体の耐震計算を実施する必要があり、費用は設計費として市が負担する。耐震補強が必要となった場合、本事業外で市が実施する。
155	26	第5	3	(3)	オ	(7)				動荷重	改築後の荷重、動荷重の設定について、規定はありますか。(メーカーヒアリングによるもので良いのでしょうか)	左記、認識のとおりで問題ない。	
156	26	第5	3	(3)	オ	(7)				構造計算	新規に構造計算を実施した場合の費用は、設計費として市負担となりますか。	後日回答する。	既設荷重を超える場合、設備及び躯体の耐震計算を実施する必要があり、費用は設計費として市が負担する。
157	26	第5	3	(3)	オ	(7)				躯体の補強	躯体の補強を実施した場合、「現場条件の変更等に起因する理由」として改築に係る費用の増額として認められますか	左記、認識のとおりで問題ない。	
158	26	第5	3	(3)	オ					安全性の確保	別紙7の点検調査の方針は、処理場ポンプ場の土木建築・機械電気設備に対する内容となっております。管路の点検調査の方針については、別途提示されるのでしょうか。	別紙7は削除する。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
159	26	第5	3	(4)						積算に関する事項	運営権者が契約時点で知り得ることができなかった、現場条件の変更と著しい物価変動による理由を除き、改築に係る費用の増額は認めないとあります。契約時点で知り得なかった現場条件の変更が改築に係る費用の増額協議の対象となることは、実施契約書のどちらに記載されていますか。実施契約第38条は年度改築実施覚書の締結後の変更に関する条文ですので、実施契約時に知り得なかった事象による損害は対象にならない理解です。	後日回答する。	ご指摘のとおり、実施契約書上、左記に対する記載が不明確のため修正を図る。
160	26	第5	3	(4)						積算に関する事項	「官積算」と「請負代金内訳書」の作成を求めています、一つの工事に対して、この二つの手法の積算を行うということでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
161	26	第5	3	(4)						積算に関する事項	官積算を行う目的を教えてください。	本事業については、運営権者に総価契約単価合意方式の適用を求めており、当該方式の適用に当たっては、個別単価が通常想定し得る単価として適正に設定されており、契約変更が生じたときの恣意性を排除したものとなっているか確認する必要があるため。	
162	26	第5	3	(4)						積算に関する事項	「官積算」と「請負代金内訳書」の二つの手法の積算を行う目的は何でしょうか。	本事業については、運営権者に総価契約単価合意方式の適用を求めており、当該方式の適用に当たっては、個別単価が通常想定し得る単価として適正に設定されており、契約変更が生じたときの恣意性を排除したものとなっているか確認する必要があるため。	
163	28	第5	3	(6)	ア	(キ)				施設情報の更新	「市が所有する施設情報をもとに新たな情報を適宜追加し管理する。」との記載がありますが、ここで言う市が所有する施設情報とは台帳の電子データのことであり、40頁第6項(2)に記載の「ストック台帳(処理場・ポンプ場)」と同一であるとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
164	29	第5	4	(2)						交付金交付範囲内の対応	貴市は、交付金交付対象外となる水・汚泥処理設備の大規模な改築を実施することでコスト増となる事業は望まれていないものと思います。弊グループにおいても、大規模な改築について交付金交付対象の範囲で実施する考えですが、合理的に阻止することができないと認められるやむを得ない事象に対応するため、交付金交付対象外の工事を行う場合、貴市のご負担で対応するものと理解してよろしいでしょうか。	交付金交付対象外の工事については、市が認めたものに限り市の負担となる。	
165	30	第6	1	(1)	イ	(7)				長期維持管理計画書	「別紙3に基づいて長期維持管理計画書を作成」と記載されていますが、別紙3と計画書につながりが読めませんでした。別紙3のどの部分に基づくこととされているのか教えてください。	別紙3、8に基づき、長期維持管理計画書の点検調査内容を作成すること。	
166	30	第6	1	(1)	ウ	(7)				処理場の監視	処理場の計器目視確認等については、「遠隔監視制御」の導入により、代替とすることについて妨げるものではないとありますが、「遠隔監視」と「遠隔制御装置」はその費用においても大きく異なります。「遠隔監視」の導入により代替できるとの理解でよろしいでしょうか。	遠隔監視装置で計器目視確認の代替として十分であることから、当該記載については、「遠隔監視等」に改める。	
167	30	第6	1	(1)	ウ	(7)				処理場の監視	処理場の監視については、ポンプ場ともども遠隔監視することを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。	処理場の計器目視確認については、遠隔監視制御の導入により、代替とすることについて妨げるものではない。なお、ポンプ場は既に遠隔監視制御を行っている。	
168	31	第6	1	(2)	ア					業務内容	修繕(標準耐用年数未達の設備の一部取り換え)とあります。標準耐用年数を経過した機器についても、必要な機能を維持するために必要な部品等の取り換えは、国費補助の対象としていない限り修繕となる理解でよろしいですか。	左記、認識のとおりで問題ない。但し、標準耐用年数を超えた設備における長寿命化対策としての主要部品の交換については、国費補助の対象になる。	
169	31	第6	1	(2)	ア					業務内容	修繕の括弧書き部分で「標準耐用年数未達の設備の一部取替え」と記載されています。耐用年数を超過した設備については、改築計画作成した上で長寿命化対策または、更新工事を実施しますが、処理機能を確保するため、耐用年数を超過した設備についても適宜、修繕を実施する可能性があります。この場合は改築と同様の考え方として費用は市が負担するとのことでしょうか。	改築計画に定める改築以前の修繕については、運営権者が維持管理費にて行う。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
170	31	第6	1	(2)	イ					業務内容	修景護岸部の対象エリアをご教示ください。	後日回答する。	募集要項39頁の別紙1-4の処理場敷地と海との境界(管理用通路を除く)に修景護岸が存在する。別紙「概略図」参照。
171	31	第6	1	(3)	イ					放流水質基準	別紙6の1(1)に示す法定試験を行うこととありますが、別紙6の1(1)は法定試験ではありません。別紙6の1(2)と読み替えてよろしいでしょうか。	指摘のとおり誤記であるため、当該箇所について訂正を図る。	
172	31	第6	1	(3)	イ					放流水基準	「法定点検とは別に一日一回、日常試験」と示されていますが、このような仕様は性能発注にはそぐわないものと考えます。放流水質に運営権者側がリスクを負う以上、日常水質試験の類をどのように実施するかは運営権者の裁量権の範囲であると考えます(34ページではそのように整理されているとお見受けします)。このような義務を課すのであれば、本事業費のほか委託費として別途運営権者に費用を分けて発注する建付けとしてください。	(個別対話の議題において回答)	
173	31	第6	1	(3)	イ					放流水質基準	「法定試験とは別に一日一回日常試験を実施し、放流水質が表4-1に示す要求水準を満たしていることを確認すること」とありますが、表4-1の7項目について試験を毎日実施することは過剰でありコスト縮減と相反すると思慮します。日常試験については放流水質が表4-1に示す要求水準を満たすように別紙6 表B6-1の記載を参考に運営権者が判断し実施するとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
174	31	第6	1	(3)	イ					モニタリング時の措置	二つめの・において、日常試験を実施し要求水準を満たしていることを確認することが定められておりますが、雨の影響で著しく流入水が増加し処理能力を超えた場合、モニタリング実施計画書p14に定められる措置の対象から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	後日回答する。	モニタリング基本計画書(案)P.14記載の「措置」の除外を前提としたうえで、事実関係の確認と対応措置について協議を行う。
175	31	第6	1	(3)	イ					総量規制	三つめの・における常時監視装置を用いた水質の検査対象は別紙6の1(1)に示す全窒素、全りんとの理解ですが、総量規制が流総計画、全体計画、事業計画等で位置づけられているのでしょうか。また、総量の規制は要求水準ではないとの理解でよろしいでしょうか。	常時監視装置による検査対象は、全窒素、全りんについては総放流水であり、CODについては1系及び2系のそれぞれの処理水である。総量規制は、流総計画に位置付けられている。この総量規制に基づき、事業計画の水質基準等が設定されている。	常時監視装置による検査対象は、全窒素、全りんについては総放流水であり、CODについては1系及び2系のそれぞれの処理水である。総量規制は、流総計画に位置付けられている。この総量規制に基づき、事業計画の水質基準等が設定されている。や本事業の要求水準を設定しているため、総量規制そのものに対しての要求水準は定めていない。
176	31	第6	1	(3)	イ					放流水質検査	「一日一回、日常試験を実施し」とありますが、日常試験の方法について規定等があればご教示下さい。または、試験方法は事業者で決定すると考えてよろしいでしょうか。	日常試験は、常時監視装置などの指針値に異常がないことの確認を主目的としたものである。このことから、別途、法令上の定めがあるものを除き、必ずしも公定法による必要があるものではなく事業者が本目的に合致する試験方法であると認めたものを採用することで問題ない。	
177	32	第6	1	(4)	イ					施設環境の保全	除草、植栽管理、修繕等の実施による美観の維持は令和2年の貴市の管理レベル並みと理解して良いでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
178	32	第6	1	(4)	ウ					周辺環境の保全	「異常発生時の速やかな対応(緊急・恒久対策)と原因特定」と記載があります。これに関する周辺環境の対象エリアをご教示ください。また、本事業の対象施設以外の施設、管路などについては、かかる「対応(緊急・恒久対策)と原因特定」の義務から免除されるものと理解して良いでしょうか。	後日回答する。	周辺環境の保全対象エリアとは運営権設定対象施設とし、汚水溢水等異常発生時にあってはその影響が及ぶ範囲とする。なお、本事業対象施設以外の施設については、「対応と原因特定」の義務から免除する。
179	32	第6	1	(4)	ウ					周辺環境の保全	「異常発生時の原因特定と速やかな改善」と記載があります。上記項目と内容が類似していますが、内容の違いについてご教示願います。	誤記のため、記載を削除する。	
180	32	第6	1	(4)	ウ					周辺環境の保全	修景護岸部の異常発見に伴う対策は事業者の範囲外の業務と理解して良いでしょうか。	後日回答する。	修景護岸部の異常発見時の対応及び異常の未然防止対策については、本事業の範囲内とし、運営権者が実施すること。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答	
181	32	第6	1	(4)	ウ					水質分析及び環境計測基準等	「採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙6を参考」にすることが記載されておりますが、要求水準書(案) p34(2)ア(イ)「運営権者自らが試験項目及び頻度を定め」とされております。水質試験に関して、法令順守以外に市が規定する事項はないものと考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
182	34	第6	4	(1)	イ					事業場排水の水質・水量に関する情報提供について	イでは、「下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、」とあります。事業所排水も監視する必要があることから、事業場排水の水質や水量等の情報は貴市から運営権者に定期的に提供されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業場排水は監視しておらず、定期的な情報提供も予定していません。		
183	34	第6	4	(2)	ア					水質管理計画	汚泥処理施設に加えて、水処理施設の運転操作についても、省エネを考慮した運転操作方法の設定・見直しを行うことは支障ありませんでしょうか。	支障ない。		
184	35	第6	4	(2)	エ					水質管理記録の情報提供	表題に「情報提供」とありますが、本文中に情報提供に関する要求は特段ないと理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおり情報提供に関する要求はない。本記載については、水質管理記録の利活用を求めたものであり、表現として適正に欠くものであることから表題を「水質管理記録の利活用」に改める。		
185	35	第6	4	(2)	オ					悪質排水の流入の対応	悪質排水の定義(悪質と判断する基準、項目等)、流入の検知方法をご教示ください。また、過去、貴市にて悪質排水と判断された事例、データ(水質情報など)の開示・公表をお願いします。	後日回答する。	三浦市下水道条例に規定する基準値を上回る水質の排水は悪質排水と考えられる。現在、東部浄化センターにおける流入の検知は出来ておらず、管きよの詰まり等が生じたため、悪質排水を認識している。発生地点での水質データは取得していない。	
186	35	第6	4	(2)	オ					悪質排水の流入の対応	悪質排水の排出事業者への指導は、運営権者ではなく貴市にて行われるという理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
187	35	第6	4	(2)	オ					悪質排水の流入	悪質排水が流入した実績がありましたら教えて頂けますでしょうか。	平成29年度に管きよの詰まりが生じ、悪質排水と判断された事例がある。		
188	35	第6	4	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合の対応	原因が悪質排水以外の場合は、運営権者の負担による改善措置の実施とありますが、大雨による不明水の流入や主要機器の突発故障などが要因で水質が悪化した場合は貴市の負担となりますか。	大雨による不明水の流入については、実施契約書第49条第1項に基づき、協議のうえ負担者を決定するものとなる。これに対し、主要機器の突発的故障に起因するものについては、当該機器の維持管理も含め運営権者側に委ねるものであり、運営権者側がコントロールし得るものであることから、運営権者側の負担となる。但し、不可抗力に起因し生じた突発的故障については、実施契約書第54条に則った負担となる。		
189	35	第6	4	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合の対応	「原因が悪質排水の流入等以外は、運営権者の負担で改善措置を行う。」となっているが、流入量が計画処理水量を超えた場合も、運営権者負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	流入水質が著しく変動した場合は、実施契約書(案)第49条に記載のとおり、以下の措置とする。 「雨水、不明水の流入により流入水量または流入水質が著しく変動した場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。」		
190	36	第6	4	(3)	ア	(1)				汚泥試験	汚泥試験について別紙6に定めるとおり試験を実施することとありますが、法定試験以外については排出汚泥が表4-2に示す要求水準を満たすように別紙6の記載を参考に運営権者が判断し実施すると理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
191	37	第6	4	(5)	ア					リスク対応計画の内容	異常流入の定義をご教示ください。	後日回答する。	市は、三浦市下水道条例第9条(除外施設の設置等)第2項に定める放流水の排水基準を参考に、異常流入の有無を判断する。	
192	37	第6	4	(5)						リスク管理	台風、大雨、暴風、波浪等の気象現象に伴う施設及び敷地内(任意事業用地含む)における過去の被災状況についてご教示ください。	平成29年9月に大雨の影響により、溢水被害が発生した。		

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
193	38	第6	5	(1)	ア	(ウ)				調査記録の情報提供	表題に「情報提供」とありますが、本文中に情報提供に関する要求は特段ないと理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおり情報提供に関する要求はない。本記載については、保守点検記録の活用を求めたものであり、表現として適正に欠くものであることから表題を「保守点検記録の活用」に改める。	
194	38	第6	5	(1)						保守点検計画に関する事項	処理場・ポンプ場の保安全管理に関する事項において、日常的に巡回を実施とありますが、実施回数を指定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
195	38	第6	5	(1) (2)						点検、調査の定義	(1)は「点検に関する事項」、(2)は「調査に関する事項」でしょうか。また、書き手と読み手の解釈に齟齬が生じないように「点検」と「調査」を定義していただけますでしょうか。(例えば「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021年版-」が参考になるかと思えます。)	(1)及び(2)については、左記認識のとおりで問題ない。各定義については「2 用語の定義」への追記を図るとともに各表題を修正する。	
196	38	第6	5	(1) (2)						点検、調査の定義	(1)は「点検に関する事項」、(2)は「調査に関する事項」でしょうか。また、書き手と読み手の解釈に齟齬が生じないように「点検」と「調査」を定義していただけますでしょうか。	(1)及び(2)については、左記認識のとおりで問題ない。各定義については「2 用語の定義」への追記を図るとともに各表題を修正する。	
197	39	第6	5	(2)	ア					調査計画	設備の調査に必要な概算費用を計画書に記載することとなっています。点検調査結果は、5年に1度実施されるストックマネジメントの見直しに活用されるものと思いますので、当該費用は「各種計画支援に係る費用(上限2.79億円)」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
198	39	第6	5	(3)	イ					予防保全的修繕	判定基準とは予防保全の要否を判断するための基準との理解で良いでしょうか	予防保全の要否ではなく、予防保全的修繕の要否を判定するための判定基準である。	
199	39	第6	5	(3)	イ					予防保全修繕の対象設備	「老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする」旨が記載されておりますが、別紙8ではこの考えと異なる方法が示されています。この一文は不要と考えますがいかがでしょうか。	後日回答する。	表記について、別紙8との齟齬及び誤解が生じないように、当該記載について、「設備の重要度等が高く、老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。」に改める。
200	40	第6	6	(1)						電気工作物に関する事項	技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すると記載されています。標準耐用年数を超過した設備は、改築更新対象との認識ですが、緊急修繕が必要な場合もあると考えます。この場合の費用は改築と同様に市が負担するとの認識で宜しいでしょうか。	主要機器の突発的故障に起因するものについては、当該機器の維持管理も含め運営権者側に委ねるものであり、運営権者側がコントロールし得るものであることから、運営権者側の負担となる。	
201	40	第6	6	(1)						電気工作物に関する事項	「運営権者が設置者として」と記載がありますが、運営権者は見なし設置者ではなく、正式な設置者となることで間違いないでしょうか。	後日回答する。	市が正式な設置者となり、運営権者は見なし設置者となる。本事業は、電気設備の巡視・点検等維持管理に関する効率良い運用を期待するところから、電気事業法他関連法令に抵触しない範囲において、運営権者に保安規程の策定を求めるものである。
202	40	第6	6	(1)						施設情報管理	システムの導入検討を行うためにも、貴市から提供される「ストック台帳」について事前に詳細な情報開示や試用の機会の提供をお願いします。	開示資料No.230～235を参照すること。	
203	40	第6	6	(2)						施設情報管理に関する事項	市が提供する「ストック台帳」の仕様(使用するソフトウェア、入力端末を貴市と共用するなど)をご教示ください。	EXCELファイル形式で管理している。なお、募集要項54頁の開示資料No.235を参照すること。	
204	40	第6	6	(2)						施設情報管理に関する事項	市から提供される「ストック台帳(処理場・ポンプ場)」について、利用開始時の操作説明等の引継ぎを行っていただける想定で構いませんか。また、運営期間中の当システムの改修費用は貴市ご負担と考えております。運営権者から機能改良に向けた意見等をご提示することも可能でしょうか。	操作説明等の引継ぎは行う。システム改修は想定していない。機能改良に向けた意見等の提示は可能とする。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
205	40	第6	6	(2)						施設情報管理に関する事項	貴市が提供する「ストック台帳」の機能について紹介するような資料の提供や説明会の開催をご検討願います。	操作説明等の引継ぎは行う。	
206	40	第6	6	(2)						ストック台帳	市が提供する「ストック台帳」を用いず、運営権者が用意する管理用システムだけで管理しても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	既存データを当該管理用システムに移行のうえ、事業終了時に当該データ及び情報を要求水準書に定めた形で提供可能であるならば、運営権者が用意する管理用システムだけで管理しても問題ない。	
207	41	第7	1	(1)	ア					維持管理体制の構築	管路でエネルギー管理とはどのような内容を想定されているのでしょうか	マンホールポンプ運転におけるエネルギー消費に関する管理である。	
208	41	第7	1	(1)	イ	(7)				維持管理体制の構築	地震は表記されていないため、対象外と考えてよろしいでしょうか	地震についてはBCPを踏まえ、対応すること。	
209	41	第7	1	(2)	ア					維持管理	管路施設における維持管理業務について、巡視による日常点検とありますが、実施回数を指定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
210	43	第7	3	(2)	ア					点検調査項目	こちらに記載の(ア)点検、(イ)スクリーニング、(ウ)詳細調査、(エ)取付管調査については、「P13(1)ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準」の「表3-2実施箇所及び実施数量」に関する内容と思われます。各種計画策定支援に関する要求事項であれば貴市のご負担、管路施設の維持管理に関する事項であれば運営権者の負担となるかと思っておりますので、記載箇所のご確認をお願い致します。また、「表7-1実施箇所及び実施数量」についての要求事項があればご教示願います。	後日回答する。	ご指摘を踏まえ、修正を図る。
211	43	第7	3	(2)	ア					点検、調査項目	スクリーニングや詳細調査の方法について、仕様を限定しているのはどういった理由からでしょうか。	スクリーニングや詳細調査の方法については、効率的に劣化箇所を確認し、改築、修繕及び維持の判断が可能であれば、仕様を限定するものではない。	
212	43	第7	3	(2)	ウ					表7-1実施箇所及び実施数量	伏越し8箇所の場所とこれまでに浚渫を行った実績があれば、実施日や作業内容をご教示ください。	後日回答する。	伏越しは2箇所あり、本事業期間において4回の清掃を予定している。平成29年度のスクリーニング調査において1回浚渫を行っている。表7-1については、記載内容が誤解を招く表記となっているため訂正をする。
213	44	第7	3	(2)	イ					実施箇所等(想定)	想定数量を表7-1に示されていますが、運営開始後の状況に応じて見直すことも可能でしょうか。	後日回答する。	左記、認識のとおりで問題ない。
214	44	第7	3	(2)	ウ					表7-1	巡視延長は20年間の総延長でしょうか	左記、認識のとおりで問題ない。	
215	44	第7	3	(2)						表7-1点検、調査、巡視等の数量および種別	表7-1に記載の点検、調査、巡視等の数量および種別は変更可能でしょうか。	表7-1については、全体実施数量に、距離、箇所、頻度が混在した形で記載されていることから、表記について改める。そのうえで、全体実施数量が要求水準となる。	
216	44	第7	3	(4)	ア					リスク対応計画の内容	リスク管理に関する事項において、停電・施設故障によるマンホールポンプの機能停止対応とありますが、停電や故障は風水害発生時に発生しやすく、状況により対応が困難な場合があると考えますが、どのような対応を想定していますか	後日回答する。	マンホールポンプの機能停止については、電力ライフラインの復旧見込みの情報収集、施設の優先順位に応じた緊急調査、並行して汚水溢水や住民問い合わせ対応を想定している。

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
217	45	第7	3	(5)	ア	(7)				予防保全的修繕	管路施設の「対象機器」とは何を指すのでしょうか	「対象機器」は誤記であるため、「対象施設」に修正する。対象施設は管路施設全般を指す。	
218	48	第8	1	(1)						事業範囲	φ50mmの管渠は圧送管と考えてよろしいでしょうか。また延長も教えてください。	左記、認識のとおりで問題ない。なお、延長は未定である。	
219	49	第9	1		イ					事業終了時の施設状況	時間計画保全の資産がR25年度に健全度2に達する場合、R24年度に前倒して更新すべきでしょうか。	時間計画保全については、事業終了時における健全度としていることから、当該事業終了時点における状態とすることで問題ない。	時間計画保全資産については、事業終了時における健全度としていることから、当該事業終了時点における状態とすることで問題ない。なお、状態監視保全資産についても、同様とする。
220	49	第9	1		イ					事業期間終了後の改築	「改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態」とありますが、長寿命化とは異なり、小規模な修繕は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。なお、「事業終了後1年以内は改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態」とは、突発的な改築及び修繕を指すものであり、計画的な改築及び修繕を指すものではない。	
221	49	第9	2		ア					引継文書の作成	事業条件を公平とするため、運営権者が事業終了時に作成する引継書類と同じものを、事業開始時に受領できる理解でよろしいですか。	後日回答する。	運営権者が事業終了時に作成する引継資料については、事業開始時に提供する予定である。なお、現運転管理委託業者へ下記のとおり、引継ぎを求めている。 事業終了日180日前までに引継文書の暫定版、事業終了日までに最終版を市に提出し、業務期間終了までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行う。なお、引継文書は、業務期間を通じて次の事項を記載すること。 (1)水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況 (2)各電気設備、機械設備、土木建築の運転管理、保全管理上の留意点 (3)計装設備及び制御装置の調節状況 (4)運転上の特例的な操作 (5)薬品、燃料、消耗品、補修用機材の在庫量 (6)市からの貸与品の一覧 (7)その他留意事項
222	53	別紙1	1							表B1-3 地下水利用による汚水について	地下水利用者による計画汚水量が322m <sup>3</sup> /日となっていますが、実水量がどうなっているか過去推移も含めてご教示ください。また地下水利用者に対する下水道使用料の調定方法についてご教示ください(井戸メーターによる調定、あるいは世帯人数による想定水量など)	後日回答する。	*53頁の表B1-3の地下水は、家庭、営業、観光及び工場排水以外の流入水(不明水)のことである。 *322m <sup>3</sup> は誤記であり、正しくは822m <sup>3</sup> である。 *不明水量に関しては、「三浦市の下水道」(三浦市ホームページ <a href="http://www.city.miura.kanagawa.jp/mizukankyou/miurashinogesuidou.html">http://www.city.miura.kanagawa.jp/mizukankyou/miurashinogesuidou.html</a> 掲載) p.12及びp.19に記載されている処理水量と有収水量の差から算出可能である。 *井戸水利用者の汚水排除量は、世帯1人につき6m <sup>3</sup> /月としており、実水量は把握していない。詳しくは、三浦市下水道条例施行規則第11条を参照すること。
223	53	別紙1	1							表B1-3 工場排水による汚水について	工場排水の計画汚水量が84m <sup>3</sup> /日となっていますが、工場別に汚水の性格、排出量の推移、および除害施設の有無についてご教示ください	開示資料No.229の38頁、39頁、63頁及び64頁を参照すること。除外施設は存在する。	
224	64	別紙4								別紙4	「改築対象資産の改築実施時期と費用は以下に示すとおり」とあるが、費用はどこに記載されているのでしょうか。	指摘のとおり誤記であるため、当該箇所について訂正を図る。	
225	64	別紙4								表B4-1	改築の実施時期と費用とありますが、費用が計上されていません。費用に関する情報も開示いただきたくお願いいたします。	別紙4の表題及び表のタイトルについては、誤記のため「費用」に関する記載部分を削除したうえで、表記を改める。表B4-1に掲載されている各項目に対する市が予定する費用について掲載することはできないが、改築費全体としての年度ごとの予定価格については、「様式31 収支計画(詳細)(7)改築費削減額(自動計算)」に提示している。	

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
226	64	別紙4								表B4-1	表中の過年度の改築は計画通りに実施されたとの理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
227	64	別紙4								表B4-1	工事数量に関する情報も開示いただきたくお願いいたします。	開示資料No.230～235を参照すること。	
228	64	別紙4								ストックマネジメント	P64から67の内容は、今後ご開示頂くストックマネジメント関連の資料の内容と一致しているという理解で宜しいでしょうか。	P.64からP.67については、ストックマネジメントを基に作成したものであり、当該資料と一致した内容となっている。	
229	65	別紙4								ストックマネジメント	中期構想(管きよ)には要求水準書表7-1に示されたマンホールポンプの巡視点検及び機器点検が含まれていません。この理由についてご教示ください。	別紙4については、改築に係るものだけに記載を修正する。表7-1については、維持管理として運営権者の負担にて実施するものを記載している。	別紙4については、改築に係るものだけに記載を修正する。表7-1については、維持管理として運営権者の負担にて実施するものを記載している。
230	72	別紙5	2							表B5-2 高分子凝集剤の年間使用について	「無機凝集剤注入装置」と「有機凝集剤注入装置」が見受けられますが、無機凝集剤及び有機凝集剤の内容と年間の使用量の開示をお願いいたします。年報等確認しましたが、無機凝集剤の年間使用量の情報が見受けられませんでした。	使用しているのは、有機凝集剤注入装置である。開示資料のNo.226～228を参照すること。	
231	75	別紙6								表B6-1の位置付け	・要求水準書(案)p31に「別紙6の1(1)に示す法定試験」と記載されておりますが、別紙6は法定試験を示すものではないようですので、p31または別紙6を修正していただけますか。 ・また、放流水のSVを分析することとされておりますが、誤記でしょうか。	誤記のため「別紙6の1(2)に示す法定試験」に改める。	
232	82	別紙7	1							別紙7	別紙7の点検調査の方針は、処理場ポンプ場の土木建築・機械電気設備に対する内容となっております。管路の点検調査の方針については、別途提示されるのでしょうか。	別紙7は削除する。	
233	82	別紙7								ストックマネジメントにおける点検調査の方針	10年を経過した防食は、年に1回の点検とありますが、運転中の水槽など、容易に点検できない設備については該当しないと考えてよろしいでしょうか。	別紙7は削除する。	
234	83	別紙7	2	(1)						機械・電気設備(プラント設備)の点検について	日常点検について、「毎日全ての設備について目視により行っている」「基本的に現状行っている点検内容に沿った点検を継続して行うものとする」といった記載がされているが、運営権者による創意工夫は認められないのでしょうか。また現状の点検帳票等の公表は予定されていますでしょうか。	別紙7は削除する。	
235	83	別紙7								別紙7の位置付け	別紙7は、考え方を例示したものであって、合理的な管理方法、点検方法、調査方法を運営権者が設定して管理することを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。この理解でよろしければ、別紙7を削除していただくか、(案)などと記載してください。 なお、p83下から7行は誤記と思われます。	別紙7は削除する。	
236	84	別紙8								別紙8の位置付け	別紙8は、考え方を例示したものであって、合理的な管理方法を運営権者が設定して管理することを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。この理解でよろしければ、別紙8を削除していただくか、(案)などと記載してください。	左記、認識のとおりで問題ない。運営権者が設定して管理することを妨げるものではないが、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」を原則とする。なお、別紙8については記載の見直しを図る。	